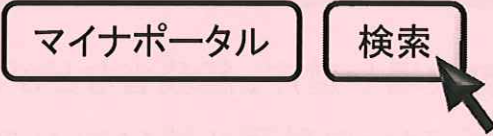



「特別定額給付金」申請の手引き

受給対象者	令和2年4月27日時点で古平町の住民基本台帳に記録されている方(古平町に住民票がある方)	
給付額の額	世帯構成員(受給対象者)1人につき10万円	
支給方法	銀行振込 ※ 申請書に記載された銀行口座へ世帯構成員全員の分を振り込みします。	
受付期間	令和2年5月11日(月)から令和2年8月11日(火)まで	
申請方法	原則、次のいずれかの方法により申請してください。 ① 申請書を郵送する方法(郵送方式) ② オンラインで申請する方法(オンライン方式) ※ 感染拡大を防止するため、役場庁舎での受付は行いません。	
	【郵送方式】	【オンライン方式】 (マイナンバーカード所有者のみ利用可能)
	1 申請書に必要事項を記載します。 2 申請書の確認書類を準備します。確認書類は次の2種類です。 (1) 本人確認書類(写) (2) 口座確認書類(写) 3 返信用封筒に“申請書”及び“確認書類”を入れて投函します。	「マイナポータル」にアクセスし、手順に従って手続きを行ってください。  こちらのQRコードからも接続可能です。 

お問い合わせ先 古平町役場総務課企画調整係
電話 0135-42-2181

裏面に続きます

【 表面の続きです 】

提出書類	<p>① 給付金申請書 (A3版のクリーム色の紙です。)</p> <p>② 本人確認書類の写し (運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、年金手帳等)</p> <p>③ 世帯主名義の口座確認書類の写し (通帳、キャッシュカード)</p>
備考	<p>※ 振込先の銀行口座については、「<u>住民税等の引落口座</u>」や「<u>児童手当の受給口座</u>」を指定いただくと、<u>支給手続きがスムーズ</u>に進みます。</p> <p>※ 郵送申請やオンライン申請が困難な方を対象に、5月15日(金)～5月18日(月)の間、臨時受付窓口を開設します。 (別紙「臨時受付窓口の開設のお知らせ」をご覧ください)</p> <p>また、臨時窓口での受付期間が終了した後、臨時窓口にお越しになれなかった御高齢の方などを対象に、役場職員が御自宅を訪問して申請を受け付けいたします。御希望の方は、5月19日(火)以降に役場まで御連絡ください。</p>

給付金のサギ(詐欺)にご注意ください！！

町役場や道庁、総務省などが以下のことを行うことは絶対にありません!

- × 現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること
- × 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- × メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること



お問い合わせ先 古平町役場総務課企画調整係
電話 0135-42-2181